

議案第91号

甲賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例及び執行機関の規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）及び滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号）により市が処理することとされた事務について規定する滋賀県条例及び滋賀県の執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第2編第7章の規定により設置される市の執行機関、市議会、地方公営企業法第7条の規定により市に置かれる地方公営企業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令及び条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その

他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

- 5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使

用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 手続等のうち次に掲げるものについては、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

(添付書面等の省略)

第8条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

(その他必要な施策)

第9条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号

甲賀市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

甲賀市自転車駐車場条例（平成16年甲賀市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第5条中「甲南駅前自転車駐車場においては、」を「甲南駅南自転車駐車場においては」に、「原動機付自転車とする」を「原動機付自転車と、甲南駅北自転車駐車場においては自転車とする」に改める。

別表甲賀市甲賀駅南自転車駐車場の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|-----------------|
| 甲賀市甲南駅北自転車駐車場 | 甲賀市甲南町深川1644番地3 |
|---------------|-----------------|

別表中「甲賀市甲南駅前自転車駐車場」を「甲賀市甲南駅南自転車駐車場」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲賀市自転車駐車場条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|----|-----|--|---------------|------------------|---------------|-----------------|---------------|----------------|-----|--|--|----|----|-----|--|---------------|------------------|---------------|----------------|-----|--|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(利用車両)</p> <p>第5条 駐車場を利用することができる車両は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）とする。ただし、貴生川駅北口自転車駐車場及び甲南駅南自転車駐車場においては、<u>自転車及び原動機付自転車と、甲南駅北自転車駐車場においては自転車とする。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="241 831 1095 1096"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>甲賀市甲賀駅南自転車駐車場</td> <td>甲賀市甲賀町大原市場160番地1</td> </tr> <tr> <td>甲賀市甲南駅北自転車駐車場</td> <td>甲賀市甲南町深川1644番地3</td> </tr> <tr> <td>甲賀市甲南駅南自転車駐車場</td> <td>甲賀市甲南町深川1570番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> | 名称 | 位置 | (略) | | 甲賀市甲賀駅南自転車駐車場 | 甲賀市甲賀町大原市場160番地1 | 甲賀市甲南駅北自転車駐車場 | 甲賀市甲南町深川1644番地3 | 甲賀市甲南駅南自転車駐車場 | 甲賀市甲南町深川1570番地 | (略) | | <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(利用車両)</p> <p>第5条 駐車場を利用することができる車両は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）とする。ただし、貴生川駅北口自転車駐車場及び甲南駅前自転車駐車場においては、<u>自転車及び原動機付自転車とする</u></p> <p>_____。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 831 1991 1096"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>甲賀市甲賀駅南自転車駐車場</td> <td>甲賀市甲賀町大原市場160番地1</td> </tr> <tr> <td>甲賀市甲南駅前自転車駐車場</td> <td>甲賀市甲南町深川1570番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | 甲賀市甲賀駅南自転車駐車場 | 甲賀市甲賀町大原市場160番地1 | 甲賀市甲南駅前自転車駐車場 | 甲賀市甲南町深川1570番地 | (略) | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市甲賀駅南自転車駐車場 | 甲賀市甲賀町大原市場160番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市甲南駅北自転車駐車場 | 甲賀市甲南町深川1644番地3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市甲南駅南自転車駐車場 | 甲賀市甲南町深川1570番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市甲賀駅南自転車駐車場 | 甲賀市甲賀町大原市場160番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市甲南駅前自転車駐車場 | 甲賀市甲南町深川1570番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第93号

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険条例（平成16年甲賀市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲賀市国民健康保険条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和4年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> |

議案第94号

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市保育園設置等に関する条例（平成21年甲賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 甲賀市水口東保育園の項及び甲賀市岩上保育園の項を削る。

別表第2 中

「

| | | |
|-------------|------------------|--|
| 甲賀市あいみらい保育園 | 月曜日から金曜日まで | |
| 甲賀市水口東保育園 | 午前7時30分から午後 | |
| 甲賀市水口西保育園 | 6時30分まで | |
| 甲賀市伴谷保育園 | 土曜日 午前8時30分 | |
| 甲賀市岩上保育園 | から午前11時30分ま で | |

」を

「

| | | |
|-------------|------------------|--|
| 甲賀市あいみらい保育園 | 月曜日から金曜日まで | |
| | 午前7時30分から午後 | |
| 甲賀市水口西保育園 | 6時30分まで | |
| | 土曜日 午前8時30分 | |
| 甲賀市伴谷保育園 | から午前11時30分ま で | |

」に

改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲賀市保育園設置等に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|----|-------------|---------------|-----------|---------------|----------|-----------------|-----|--|---|----|----|-------------|---------------|-----------|------------------|-----------|---------------|----------|-----------------|----------|---------------|-----|--|
| <p>(名称及び位置) 第2条 保育園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (利用時間) 第3条 保育園の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 746 1104 1034"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市あいみらい保育園</td> <td>甲賀市水口町鹿深3番39号</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口西保育園</td> <td>甲賀市水口町八坂7番21号</td> </tr> <tr> <td>甲賀市伴谷保育園</td> <td>甲賀市水口町伴中山1014番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 甲賀市あいみらい保育園 | 甲賀市水口町鹿深3番39号 | 甲賀市水口西保育園 | 甲賀市水口町八坂7番21号 | 甲賀市伴谷保育園 | 甲賀市水口町伴中山1014番地 | (略) | | <p>(名称及び位置) 第2条 保育園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (利用時間) 第3条 保育園の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 746 2000 1034"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市あいみらい保育園</td> <td>甲賀市水口町鹿深3番39号</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口東保育園</td> <td>甲賀市水口町本町一丁目9番17号</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口西保育園</td> <td>甲賀市水口町八坂7番21号</td> </tr> <tr> <td>甲賀市伴谷保育園</td> <td>甲賀市水口町伴中山1014番地</td> </tr> <tr> <td>甲賀市岩上保育園</td> <td>甲賀市水口町新城434番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 甲賀市あいみらい保育園 | 甲賀市水口町鹿深3番39号 | 甲賀市水口東保育園 | 甲賀市水口町本町一丁目9番17号 | 甲賀市水口西保育園 | 甲賀市水口町八坂7番21号 | 甲賀市伴谷保育園 | 甲賀市水口町伴中山1014番地 | 甲賀市岩上保育園 | 甲賀市水口町新城434番地 | (略) | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市あいみらい保育園 | 甲賀市水口町鹿深3番39号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市水口西保育園 | 甲賀市水口町八坂7番21号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市伴谷保育園 | 甲賀市水口町伴中山1014番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市あいみらい保育園 | 甲賀市水口町鹿深3番39号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市水口東保育園 | 甲賀市水口町本町一丁目9番17号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市水口西保育園 | 甲賀市水口町八坂7番21号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市伴谷保育園 | 甲賀市水口町伴中山1014番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市岩上保育園 | 甲賀市水口町新城434番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表第2（第3条関係）

| 名称 | 利用時間 | |
|-------------|----------------------------------|------|
| | 通常保育 | 延長保育 |
| 甲賀市あいみらい保育園 | 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで | / |
| 甲賀市水口西保育園 | | |
| 甲賀市伴谷保育園 | | |
| (略) | | |

付 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第2（第3条関係）

| 名称 | 利用時間 | |
|-------------|----------------------------------|------|
| | 通常保育 | 延長保育 |
| 甲賀市あいみらい保育園 | 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで | / |
| 甲賀市水口東保育園 | | |
| 甲賀市水口西保育園 | | |
| 甲賀市伴谷保育園 | | |
| 甲賀市岩上保育園 | | |
| (略) | | |

議案第95号

甲賀市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市開発許可の基準等に関する条例（平成19年甲賀市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域（これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域

第7条第1項中「政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域」を「政令第29条の9各号に掲げる区域（当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない区域」に改める。

別表第5項第4号を次のように改める。

- (4) 政令第29条の9各号に掲げる区域（当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない区域

別表に次の1項を加える。

- 6 第5条及び第7条に規定する土地の区域において適法に建築された空家（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等であって、市が空家等と判定したものをいう。ただし、建築物に限る。以下同じ。）であって、既存の建物及び敷地と同一程度の規模の範囲で当該空家を賃貸の用に供する住宅、公益上必要な建築物、店舗等の用途に変更するもの。ただし、店舗等については、法第34条第1号の範囲で用途を変更するものに限る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲賀市開発許可の基準等に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(法第34条第11号に規定する条例で定める土地の区域)</p> <p>第5条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域(以下「第11号指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当する区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域(これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)</u> <u>を含まない土地の区域</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>(法第34条第12号に規定する条例で定める開発行為)</p> <p>第7条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第29条の9各号に掲げる区域(当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)</u> <u>を含まない区域</u>における別表に掲げる開発行為とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1～4 (略)</p> | <p>(法第34条第11号に規定する条例で定める土地の区域)</p> <p>第5条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域(以下「第11号指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当する区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域及び同号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域を含まない土地の区域</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>(法第34条第12号に規定する条例で定める開発行為)</p> <p>第7条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域</u> <u>における別表</u>に掲げる開発行為とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1～4 (略)</p> |

5 (略)

(1) から (3) (略)

(4) 政令第29条の9各号に掲げる区域(当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)を含まない区域

6 第5条及び第7条に規定する土地の区域において適法に建築された空家(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等であって、市が空家等と判定したものをいう。ただし、建築物に限る。以下同じ。)であって、既存の建物及び敷地と同一程度の規模の範囲で当該空家を賃貸の用に供する住宅、公益上必要な建築物、店舗等の用途に変更するもの。ただし、店舗等については、法第34条第1号の範囲で用途を変更するものに限る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

5 (略)

(1) から (3) (略)

(4) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地

議案第96号

甲賀市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市公民館条例の一部を改正する条例

甲賀市公民館条例（平成16年甲賀市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「甲賀市土山町鮎河1950番地」を「甲賀市土山町鮎河1212番地1」に改める。

別表第2中

「

| | | |
|-------|------|-----|
| 鮎河公民館 | 和室 | 200 |
| | 資料室 | 200 |
| | 研修室 | 200 |
| | 大会議室 | 300 |

」を

「

| | | |
|-------|------|-----|
| 鮎河公民館 | 会議室 | 200 |
| | 調理室 | 300 |
| | 大会議室 | 300 |

」に

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（甲賀市農業振興センター条例の一部改正）

2 甲賀市農業振興センター条例（平成16年甲賀市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市土山生活改善センターの項を削る。

別表土山生活改善センターの部を削る。

（甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正）

3 甲賀市地域市民センター設置条例（平成23年甲賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「甲賀市土山町鮎河1950番地」を「甲賀市土山町鮎河1212番地

1」に改める。

甲賀市公民館条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|-------------|-----|--|----------|-----------------|-----|--|------|----|-------------|-----|--|--|-------|-----|-----|-----|-----|---|----|----|-----|--|----------|----------------|-----|--|------|----|-------------|-----|--|--|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>甲賀市鮎河公民館</td> <td>甲賀市土山町鮎河1212番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">公民館名</th> <th style="width: 30%;">室名</th> <th style="width: 50%;">1時間当たり金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鮎河公民館</td> <td>会議室</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | 甲賀市鮎河公民館 | 甲賀市土山町鮎河1212番地1 | (略) | | 公民館名 | 室名 | 1時間当たり金額(円) | (略) | | | 鮎河公民館 | 会議室 | 200 | 調理室 | 300 | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>甲賀市鮎河公民館</td> <td>甲賀市土山町鮎河1950番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">公民館名</th> <th style="width: 30%;">室名</th> <th style="width: 50%;">1時間当たり金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鮎河公民館</td> <td>和室</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>資料室</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | 甲賀市鮎河公民館 | 甲賀市土山町鮎河1950番地 | (略) | | 公民館名 | 室名 | 1時間当たり金額(円) | (略) | | | 鮎河公民館 | 和室 | 200 | 資料室 | 200 | 研修室 | 200 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市鮎河公民館 | 甲賀市土山町鮎河1212番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公民館名 | 室名 | 1時間当たり金額(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鮎河公民館 | 会議室 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調理室 | 300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市鮎河公民館 | 甲賀市土山町鮎河1950番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公民館名 | 室名 | 1時間当たり金額(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鮎河公民館 | 和室 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資料室 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 研修室 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|-----|
| 大会議室 | 300 |
| (略) | |
| 備考 | |
| (略) | |
| 付 則 | |
| (施行期日) | |
| 1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> | |
| (甲賀市農業振興センター条例の一部改正) | |
| 2 <u>甲賀市農業振興センター条例(平成16年甲賀市条例第112号)の</u> | |
| <u>一部を次のように改正する。</u> | |
| <u>第2条の表甲賀市土山生活改善センターの項を削る。</u> | |
| <u>別表土山生活改善センターの部を削る。</u> | |
| (甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正) | |
| 3 <u>甲賀市地域市民センター設置条例(平成23年甲賀市条例第16号)</u> | |
| <u>の一部を次のように改正する。</u> | |
| <u>別表中「甲賀市土山町鮎河1950番地」を「甲賀市土山町鮎河12</u> | |
| <u>12番地1」に改める。</u> | |

| | |
|------|-----|
| 大会議室 | 300 |
| (略) | |
| 備考 | |
| (略) | |

甲賀市農業振興センター条例新旧対照表

| 改正案 | | | | | 現行 | | | | |
|--|----------|----------------|-------------|-------------|--|----------|-----------------------|-------------|-------------|
| (名称及び位置) 第2条 振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | | | (名称及び位置) 第2条 振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | | |
| 名称 | | 位置 | | | 名称 | | 位置 | | |
| 甲賀市ふるさと生きがいセンター六友館 | | 甲賀市土山町黒川1972番地 | | | 甲賀市土山生活改善センター | | 甲賀市土山町鮎河/1949/1950/番地 | | |
| (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) 別表(第9条関係) 農業振興センター使用料 | | | | | (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) 別表(第9条関係) 農業振興センター使用料 | | | | |
| 名称 | 時間 室名 | 8:30~12:00 | 13:00~17:00 | 17:30~22:00 | 名称 | 時間 室名 | 8:30~12:00 | 13:00~17:00 | 17:30~22:00 |
| ふるさと 生きがい センター 六友館 | ふれあいホール | 600円 | 800円 | 1,000円 | ふるさと 生きがい センター 六友館 | ふれあいホール | 600円 | 800円 | 1,000円 |
| | 木工体験室 | 600 | 800 | 1,000 | | 木工体験室 | 600 | 800 | 1,000 |
| | 特産品加工室 | 900 | 1,200 | 1,400 | | 特産品加工室 | 900 | 1,200 | 1,400 |

注

1～3 (略)

| | | | | |
|------|-----|------|------|------|
| 土山生活 | 和室 | 300円 | 500円 | 700円 |
| 改善セン | 調理室 | 300 | 500 | 700 |
| ター | | | | |

注

1～3 (略)

甲賀市地域市民センター設置条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------|--------------|------|-----|--|--|---------------|---------------------|--------------|-----|--|--|--|----|----|------|-----|--|--|---------------|--------------------|--------------|-----|--|--|
| <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 663 1099 900"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>甲賀市鮎河地域市民センター</td> <td>甲賀市土山町鮎河 1212番地1</td> <td>土山町大河原、土山町鮎河</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 所管区域 | (略) | | | 甲賀市鮎河地域市民センター | 甲賀市土山町鮎河 1212番地1 | 土山町大河原、土山町鮎河 | (略) | | | <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 663 1995 900"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>甲賀市鮎河地域市民センター</td> <td>甲賀市土山町鮎河 1950番地</td> <td>土山町大河原、土山町鮎河</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 所管区域 | (略) | | | 甲賀市鮎河地域市民センター | 甲賀市土山町鮎河 1950番地 | 土山町大河原、土山町鮎河 | (略) | | |
| 名称 | 位置 | 所管区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市鮎河地域市民センター | 甲賀市土山町鮎河 1212番地1 | 土山町大河原、土山町鮎河 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | 所管区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀市鮎河地域市民センター | 甲賀市土山町鮎河 1950番地 | 土山町大河原、土山町鮎河 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |